

議員提出議案第 4 号

墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 7 日

墨田区議会議長

坂 井 ユカコ 様

提出者	墨田区議会議員	福 田 はるみ
	同	稲 葉 かずひろ
	同	小 林 しょう
	同	たかはしのりこ
	同	と も 宣 子

墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例

墨田区議会委員会条例（昭和 3 1 年墨田区条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

- 4 墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例（令和 8 年墨田区条例第 号）の施行の日から令和 9 年 4 月 3 0 日までの間における第 3 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「9 人」とあるのは、「8 人」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、令和 9 年 4 月 3 0 日までの間に限り、議会運営委員会の委員の定数を改める必要がある。